

後 記

宮澤浩一先生は、二〇一〇年七月二三日午後一時三三分、天寿を全うされ、帰らぬ人となられた。享年八〇歳であった。

宮澤先生は、我が国のみならず、世界における刑事法の発展に多大な貢献を果たされた。日本刑法学会理事など国内の学会に止まらず、世界被害者学会会長や国際犯罪学会副会長など世界の学会の要職を務められたほか、特に被害者学においては、第一回国際被害者学シンポジウムの開催から関わられ、一九八二年には日本での国際シンポジウムを主催された。そして一九九〇年には日本被害者学会を創設し、後の韓国被害者学会の創設にも寄与されている。宮澤先生がドイツから授与された一等功労十字章や名誉博士号、優れた犯罪学者に授与されるベッカー・メダル金賞など数々の勲章や学位もさることながら、ドイツ、アメリカ、カナダ、オーストラリア、韓国、中国など世界中に広がる宮澤先生の交友関係が、先生の国際的な活躍を物語っている。

昨年十一月に慶應義塾大学の日吉キャンパス協生館にて宮澤先生のお別れの会が開催され、五〇〇名を超える学会関係者や実務家、友人、研究会OBの方々が参列されたが、

ドイツや韓国からも多くの友人が出席されている。また、本年九月にはフランクフルト大学でも宮澤先生の追悼シンポジウムが開催され、多くの著名な学者が集い、先生との別れを惜しんだと聞き及んでいる。

宮澤先生は、学問に対しては決して妥協を許さない厳しい方であったが、門下生を始め多くの方の事をいつも気にとめ、吉事があれば自分の事のように喜び、不幸があれば共に悲しむ、そういう先生であった。一九六一年に初めてゼミを担当された先生は、三四期（一九九六年卒業）まで七〇〇名近いゼミ生を送り出されたが、病床につかれるまでゼミOBの方々とお酒を酌み交わされたり、手紙のやりとりをされておられた。先生は国内でも海外でも旅行の度に沢山の絵葉書を買われるのを習慣とされていたが、これは旅の間にゼミのOBや友人に送るためのものであり、朝暗いうちからホテルの部屋で何枚も絵葉書を書かれておられる姿が今でも印象に残っている。

また何より、宮澤先生は、慶應義塾を愛され、慶應義塾の法学部を愛されておられた。愛すればこそ厳しい愛の鞭を下されることも少なくなかったが、学生の指導は真剣そのものであり、手を抜かれることは一度たりとも無かったと言ってよい。しかし、御自身にはそれ以上に厳しかったことは間違いない。本誌『法学研究』を大切にというのが

宮澤先生の口癖の一つであったが、先生は本誌に毎年必ず一本は原稿を書かれることを自らのノルマとされておられた。本誌の宮澤先生の略歴にある通り、刊行のタイミングによって多少抜けることがあっても、五〇年に亘って先生は本誌に論説や資料を掲載され続けた。

本誌は、宮澤先生の指導を受けた刑事法の門下生等が、宮澤先生を偲びつつ、先生の御霊に捧げるため執筆した二〇編の論文から成る追悼論文集である。本誌の執筆者以外にも宮澤先生と親交の深かった研究者や実務家の方々も大勢おられるが、大学紀要という学術誌の性格上、執筆者を刑事法専攻の大学教員に絞らざるを得なかったことを改めてお詫びしたい。海外からも、宮澤先生の薫陶を受けられた韓国の趙均錫梨花女子大学教授、金容世大田大学教授のほか、カナダのエザット・ファター・サイモン・フレイザー大学名誉教授から追悼論文が寄せられた。ファター教授は、「批判的被害者」で世界的に知られた研究者であるが、宮澤先生の訃報に接せられ、是非にということとで論文を送ってこられた。巻頭に法学部長の国分良成先生から宮澤先生との思い出を綴られた序文を頂いたほか、宮澤先生の親友である韓国の閔建植弁護士（韓国被害者学会名誉会長）、ドイツのハンス・ハイナー・キューネ・トリリア大学名誉教授、ヤン・グロテア独日法律家協会会長の追悼の辞を掲

載させて頂いた。この宮澤浩一先生追悼論文集に御寄稿を頂いた皆様と出版をお認め頂いた慶應義塾大学法学研究会、慶應義塾大学出版会に厚く御礼申し上げる。宮澤先生も天上去て本誌の刊行を喜んで下さっているに違いない。

平成二三年九月

法学部教授 太田達也